

図書（マンガ）を核としたライブラリー、ミュージアム 及びビジネスの展開に関する可能性調査 仕様書

1 調査業務の目的

今年度、札幌市では「さっぽろ読書・図書館プラン 2022」を策定し、「基本理念」に「市民の生涯にわたる学びや創造的な活動を支える」を、「基本方針」の1つに「全ての市民の学びと情報の拠点としての環境整備」を掲げ、その具体的な施策の展開には「全ての市民の課題解決を支援する」「地域の生涯学習と情報の拠点となることを目指す」などを定めたところ。

2018年10月に開館した札幌市図書・情報館では、「WORK」「LIFE」「ART」の観点で課題解決に役立てるための多様な図書・情報を提供し、都心で働くビジネスパーソンなどの仕事や暮らしの支援にこれまで取り組んできた。開館以来、年間100万人規模の来館があり、図書による課題解決について、市民ニーズが高いことが伺えるところ。

この状況を踏まえ、課題解決の幅広いソリューションを提供し、もって市民生活の質の向上に資するため、同館において、現在試験的に扱い始めている、低年齢層からビジネスパーソン、高齢者まで幅広い年代層が親しむ「マンガ」を幅広く活用し、より広い市民の課題解決支援、地域の魅力発信を担う可能性を追求したい。

また、マンガは、本そのものだけでなく、原画等の歴史・文化的な価値が国内外で評価されており、文化資源、観光資源としても注視する必要がある。

加えて、マンガは、コンテンツ産業にも親和性の高い分野であり、札幌市の新たな強みとなる産業の育成していく観点でも、注視する必要がある。

以上を踏まえ、マンガを核とした、図書・情報館の機能（以下「ライブラリー機能」という。）、原画等の展示・保管機能（以下「ミュージアム機能」という。）及びコンテンツビジネスの実施機能（以下「ビジネス機能」という。）の三機能が連携し、それぞれに好影響を与える持続可能な事業スキームの実現可能性を調査する。

2 委託期間

契約日から令和5年3月31日（金）

3 業務内容

札幌市内において、三機能を事業展開する場合の全体コンセプト（各機能の詳細を含む）、必要となる体制・人的資源や施設・設備などをまとめ、持続可能な事業スキーム（案）及び収支計画（案）を含む「マンガ複合施設構想書」を作成すること。これに当たっては、札幌市における具体的なニーズ分析・マーケット分析を行い、また、作家、著作権者、事業者、有識者などへのヒアリングを行い、参考となる他の事例を調査し、この調査結果もまとめること。

なお、機能を実施する上で必要となる施設については、その規模を延床 3,000 m²程度、延床 5,000 m²程度、その他受託者が提案するものの複数のパターンを想定する。なお、ミュージアム機能のうち保管機能については別に試算し、想定する床面積や維持管理に必要な費用等を明らかにすること。

4 成果品

「マンガ複合施設構想書」として、以下を作成すること。「3 業務内容」に掲げる施設の規模によって異なるものについては、それに応じて、複数作成すること。

- ・事業のコンセプトを説明する資料
- ・事業の取組体制を説明する資料
- ・事業を行う施設の仕様を説明する資料
- ・作家、著作権者、事業者などからの協力を説明する資料
- ・事業収支計画（損益計算書及び資金収支計算書）の見込みを説明する資料
- ・ニーズ分析・マーケット分析に関する説明資料
- ・有識者の意見や他の事例を説明する資料

5 留意事項

特にミュージアム機能及びビジネス機能に関しては、マンガ家等へのヒアリングを十分に行い、原画の提供等の具体的な協力を得られるようなものとし、かつその協力を得られた場合の、マーケット分析を調査結果に反映すること。

また、ライブラリー機能、ミュージアム機能及びビジネス機能それぞれの機能を以下に例示するが、事業採算性の見込みなどを踏まえ、持続可能な機能及びその実施主

体を調査で明らかにすること。

① ライブラリー機能

- ・一般的な書店などで用いられる著作者順等ではない独自の配架方法や演出性の高い展示方法によりマンガ等の図書を提供する、課題解決型図書館として市が運営する（図書館法における「公立図書館」としての位置付け）。
- ・課題解決のために専門家の相談窓口開設や各種情報提供を行う。

② ミュージアム機能

- ・民間事業者等が収益事業として立ち上げ、運営する。
- ・マンガの原画が持つ高い芸術性、文化性を表現する場として運営する。
- ・観光などの誘客施設としての運営も視野に入れる。
- ・北海道にゆかりのある作家（マンガ家）の作品・原画を展示する
- ・原画の適切な保管及びデジタル化と利活用（二次利用等）の管理を行う

③ ビジネス機能

- ・民間事業者等が収益事業として立ち上げ、運営する。
- ・② が管理する作品や関連する作品、またはその他の作品を扱ったビジネスを実施する（以下に例示）。

-オリジナルグッズ、オリジナルコンテンツ（出版物含む）、デジタルコンテンツ等の開発、販売

-海外向け発信（多言語翻訳、映像化、ウェブトゥーン化、VR化など）

-マンガ・アニメ系イベントの企業、道内自治体とのタイアップ企画の開発

-マンガ・アニメ系専門学校とのタイアップ企画の開発

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイド

リングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目

を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

8 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 5 階

まちづくり政策局政策企画部企画課 中本、田中

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109

E-mail：ki.kikaku@city.sapporo.jp